平成２３年（フ）第１７４０４号
神奈川県横浜市港北区下田町５丁目41―46
第３久保寺ハイツ202
債務者　松永　ヒデ
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７４０５号
神奈川県横浜市港北区下田町５丁目41―46
第３久保寺ハイツ202
債務者　望月　康英
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７４０６号
埼玉県深谷市上柴町西５丁目15―８―301
債務者　加瀬　真樹
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７４１１号
神奈川県鎌倉市大船２丁目７―21
債務者　羽下　優美
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７４１２号
東京都世田谷区弦巻１丁目６―８―201
債務者　日高　美幸
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７４１３号
神奈川県横浜市中区新山下２丁目９―１―506
債務者　松下　栄子
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７４１４号
東京都練馬区石神井台４丁目５―11―211
債務者　中島　　茂
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７４５０号
埼玉県川口市朝日２丁目13―１―101
債務者　小原　孝三
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７４６２号
埼玉県川口市仲町５―35
債務者　藤川ひろみ
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７４６３号
東京都荒川区西尾久２丁目28―15―207
債務者　高橋　直樹
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７４６８号
東京都世田谷区千歳台５丁目７―４
債務者　佐藤　豊子
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７４７１号
千葉県千葉市稲毛区園生町390―36
債務者　浅野　真哉
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７４７２号
東京都江戸川区南小岩７丁目26―21―707
債務者　石川　一郎
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７４７３号
東京都足立区日ノ出町27―４―201
債務者　吉藤　博之
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７４７４号
埼玉県八潮市大字浮塚944
債務者　齋藤マツ子
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部